

資 料 編

- 1 越前市食と農の創造審議会委員名簿
- 2 越前市食と農の創造条例
- 3 経過
- 4 用語の解説
- 5 コウノトリと越前市の歩み
- 6 越前市食と農の創造ビジョン体系図

1 越前市食と農の創造審議会委員名簿

区分	氏名	団体名
学識経験者	◎ 北川 太一	福井県立大学
団体関係者	○ 富田 隆	越前たけふ農業協同組合
	直井 彌右衛門	福井丹南農業協同組合
	杉本 寛重	越前市土地改良事業推進協議会
	上良 康夫	越前市農業委員会
	米岡 房直	武生青果株式会社
	佐々木 勉	越前市自治連合会
	上嶋 善一	越前市認定農業者ネットワーク
	増田 良一	越前市武生地区営農協議会
	林 律子	越前市食生活改善推進員会
	佐藤 かよ子	越前市消費者グループ連絡協議会
	恒本 明勇	水辺と生き物を守る農家と市民の会
	上野 博	コウノトリ呼び戻す農法部会
	田中 謙次	一般社団法人 環境文化研究所
野村 みゆき	越前市エコビレッジ交流センター	
市民公募	須磨 美佐子	

◎会長 ○副会長 (敬称略)

事務局

所属	役職	氏名	役職	氏名
産業環境部	農林審議監	五十嵐 達哉		
農政課	課長	西野 孝信	室長	前田 利博
	室長	川邊 俊博	副課長	木下 直子
	主査	服部 佐和子	主査	藤長 裕平
市民協働課	課長	見延 政和	主幹	中村 圭介
窓口サービス課	課長	前田 博士	囑託	館 幸士郎
子ども福祉課	課長	出口 茂美	管理栄養士	岩田 真央子
健康増進課	課長	小嶋 雅則	管理栄養士	木村 衣里
農林整備課	課長	山田 敏弘	副課長	谷口 尚謙
環境政策課	課長	西山 和秀	副課長	丸山 貴生
教育振興課	課長	橋本 尚子	主幹	有定 真奈美
生涯学習課	課長	橋本 美帆	主事	朴 智史
図書館	館長	田中 宣明	副課長	齋藤 秀一
都市整備課	課長	平井 康夫	室長	塚本 一郎
商業・観光振興課	課長	黒田 千華	副課長	池泉 裕道

2 越前市食と農の創造条例

平成21年3月24日

条例第11号

改正 平成25年3月29日条例第4号

令和元年7月3日条例第20号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 基本的施策(第8条—第12条)

第3章 基本計画(第13条)

第4章 食と農の創造審議会(第14条)

附則

わたしたち越前市民は、食と農の営みを通して、人、自然、環境、社会、文化などの豊かな財産を今日まではぐくんできました。

日々の食の営みは、わたしたちの健全な心と体を育て、健康で文化的な生活を営む上でなくてはならないものです。

また、人が自然に働きかけ、自然の恵みを受けて成り立つ農の営みは、わたしたちの食や暮らしに結び付いたかけがえのないものです。

しかしながら、近年、食と農の大切さや結び付きが忘れられ始め、このことが、食品の安全性への不安、農業者の減少や高齢化、農地の荒廃など、食や農をめぐる様々な問題の発生にもつながっています。

わたしたちは、これらの問題を乗り越えるため、食と農の現状を見つめ直し、その大切さを理解するとともに、食とそれを支える農との関係を構築するために行動しなければなりません。

ここに、市、農業者、農業団体、事業者及び市民の協働により食と農の創造を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の食と農の創造について、基本理念を定め、市、農業者、農業団体、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、その推進に関する施策の基

本となる事項を定めることにより、食と農の創造を総合的かつ計画的に推進し、もって元気で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食 食べること及び食料、食生活、食文化その他の食べることに関連する事項をいう。
- (2) 農 農業及び農業を営む者並びに農地、農村その他の農業に関連する事項をいう。
- (3) 食と農の創造 食と農の現状を見つめ直し、その大切さを理解するとともに、食とそれを支える農との関係を構築することをいう。
- (4) 農業者 市内において農業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 農業団体 市内において農業に関係する活動を行う農業協同組合、土地改良区その他の団体をいう。
- (6) 事業者 市内において農産物及び食品の加工、流通、販売等の事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 食と農の創造は、健康な体と心を育む潤いのある食の実現を目指して行われなければならない。

- 2 食と農の創造は、たくましく自立する農業、環境に配慮したこだわりのある農業、生きがいとしての農業等の多様な農業の共存を目指して行われなければならない。
- 3 食と農の創造は、農を基盤とした豊かな自然環境の保全及び人と人とが絆で結ばれた地域社会の実現を目指して行われなければならない。

(平25条例4・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食と農の創造の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

(農業者及び農業団体の責務)

第5条 農業者及び農業団体は、基本理念にのっとり、安全な食料の安定的な生産及び供給に努めるとともに、食と農の創造に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、食と農が市民生活に果たしている役割の重要性について理解を深め、地域で生産される農産物の積極的な使用及び流通の促進に努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、食と農が市民生活に果たしている役割の重要性について理解を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本的施策の実施)

第8条 市は、食と農の創造を推進するため、その基本的な施策として次条から第12条までに定める施策を実施するものとし、農業者、農業団体、事業者及び市民は、当該施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(潤いのある食の実現のための施策)

第9条 市は、健康な体と心を育む潤いのある食の実現を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 食育の推進に必要な施策
- (2) 地産地消の推進に必要な施策
- (3) その他必要と認める施策

(平25条例4・一部改正)

(多様な農業の共存のための施策)

第10条 市は、多様な農業の共存を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 担い手その他の人材の育成及び確保に必要な施策
- (2) 農業経営の安定に必要な施策
- (3) 環境調和型農業の推進に必要な施策
- (4) 農産物の特産化の推進に必要な施策
- (5) 農地の有効利用の促進及び確保に必要な施策
- (6) その他必要と認める施策

(農を基盤とした豊かな自然環境の保全等のための施策)

第11条 市は、農を基盤とした豊かな自然環境の保全及び人と人とが絆で結ばれた地域社会の実現を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 農村景観の保全に必要な施策

- (2) 農村の資源を生かした交流活動の推進に必要な施策
 - (3) 水資源の確保並びに環境に配慮した生産基盤の整備及び維持管理に必要な施策
 - (4) その他必要と認める施策
- (食と農の創造に関する啓発)

第12条 市は、市民の食と農の創造に対する理解と関心が深まるよう、広報活動その他の啓発に必要な措置を講ずるものとする。

第3章 基本計画

(基本計画の策定)

第13条 市長は、前章に規定する基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食と農の創造の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民の意見が反映されるよう十分に配慮するとともに、次条に規定する越前市食と農の創造審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市長は、食と農を取り巻く情勢の変化を勘案し、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による基本計画の変更について準用する。

第4章 食と農の創造審議会

(食と農の創造審議会)

第14条 市長は、食と農の創造の推進のために必要となる基本的事項を調査審議するため、越前市食と農の創造審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、及び当該事項に関し必要と認める意見を市長に述べることができる。

- (1) 基本計画に関する事項
- (2) その他食と農の創造の推進のために必要となる基本的事項

- 3 審議会は、委員16人以内をもって組織する。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(令元条例20・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年越前市条例第44号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月3日条例第20号)

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

3 経緯

日 程	行事など	内 容
平成31年 4月25日	第1回越前市食と農の創造ビジョンワーキンググループ会議	○第4期「食と農の創造ビジョン実践プログラム」について
令和元年 5月16日	第1回越前市食と農の創造審議会	・平成30年度数値目標と事業実績 ・平成31年度事業計画 ○食と農の創造ビジョンの取組状況 ○食と農の創造ビジョンの改定について
6月7日	議会説明	全員協議会 越前市食と農の創造条例の一部改正について
6月14日	越前市食と農の創造条例の一部を改正する条例（案）を上程	改正内容 越前市食と農の創造条例第14条第3項中「12人」を「16人」に改める。 (令和元年8月1日施行)
6月26日	議会説明	産業建設委員会
7月24日	第2回越前市食と農の創造ビジョンワーキンググループ会議	○食と農の創造ビジョン 骨子について
8月9日	第2回越前市食と農の創造審議会	
9月12日	議会説明	産業建設委員会
10月25日	第3回越前市食と農の創造ビジョンワーキンググループ会議	○食と農の創造ビジョン 計画案について
12月12日	議会説明	産業建設委員会
12月16日	第4回越前市食と農の創造ビジョンワーキンググループ会議	○食と農の創造ビジョン 計画案について
12月20日	第3回越前市食と農の創造審議会	○パブリック・コメントの実施について
令和2年 1月15日	議会説明	議員説明会 産業建設委員会
1月16日	パブリック・コメントの実施	○実施期間：1月16日～2月4日 ○意見提出者：3人（3件）

2月10日	第4回越前市食と農の創造審議会	○パブリック・コメントの結果について ○食と農の創造ビジョン 計画最終案について
2月12日	越前市食と農の創造審議会が越前市食と農の創造ビジョン（案）を市長へ答申	
2月18日	議会説明	議員説明会
3月10日	議会説明	産業建設委員会
3月23日	庁議・部長会議で越前市食と農の創造ビジョンを承認	

4 用語の解説

	用語	解説
英数字	BSE	牛海綿状脳症（BSE）は、牛の病気の一つで、BSEプリオンと呼ばれる病原体が牛に感染した場合、牛の脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し、死亡するとされています。日本でも平成13年9月以降、平成21年1月までの間に36頭の感染牛が発見されましたが、日本や海外で、牛の脳や脊髄などの組織を家畜のえさに混ぜないといった規制が行われた結果、日本では、平成15年以降に出生した牛からは、BSEは確認されていません。（厚生労働省ホームページ参照）
	CSF（豚熱）	CSFウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品との接触などにより感染が拡大します。治療法はなく、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されています。（農林水産省ホームページ参照）
	IPPM-OWS	コウノトリの個体群管理に関する機関・施設間パネルの略称であり、コウノトリの飼育施設や野生復帰事業に取り組む機関・施設などで構成されています。飼育・野生個体群の維持・発展を図るためには、「遺伝的多様性の維持」や「生息環境の整備」など様々な課題を解決する必要があります。IPPM-OWSは、コウノトリの保全を全国的に進めていくにあたっての課題を共有し、連携して課題の解決にあたることを目的に、兵庫県立コウノトリの郷公園、東京都多摩動物公園、（公社）日本動物園水族園協会生物多様性委員会を中心となり、コウノトリの保全に取り組む機関や施設に参加を呼びかけ、2013年に設立されました。（IPPM-OWS公式ホームページ参照）
	JAS	日本農林規格等に関する法律（JAS法）に基づくJAS制度は、食品・農林水産品やこれらの取扱いの方法などについての規格（JAS）を国が制定するとともに、JASを満たすことを証するマーク（JASマーク）を当該食品・農林水産品や事業者の広告などに表示できる制度です。JASマークを商品の購入の際の判断材料にしたり、JASを取引におけるアピールの手段にしたりなど、様々な場面でJAS・JASマークが活用されています。（農林水産省ホームページ参照）
	O-157	ベロ毒素を作る病原性大腸菌のひとつ。正式名は「腸管出血性大腸菌O-157」。この菌はもともと牛の腸内において、生牛肉からの感染の危険性が指摘されていたが、これまでの症例の分析から、さまざまな食材や食品に汚染の可能性があると考えられています。
あ行	一汁三菜	日本の伝統的な食文化である和食の特徴として「ご飯」を食べるために「汁」と「菜」があり、「ご飯」と「汁」と「香の物」に「お菜」が3品添えられる和食の基本型とする献立の組み合わせを「一汁三菜」といいます。（農林水産省ホームページ参照）
	生き物ぎょうさん里村	52ページに記載

	用語	解説
	グリーンツーリズム	自然豊かな農山漁村に滞在し、その地方独自の自然・文化や、地元の人々との交流を楽しむ余暇の過ごし方。1970年代からイギリス、ドイツ、フランスなどを中心に広がった。日本でも農林水産省の提唱で1995年から、(財)都市農山漁村交流活性化機構が農林漁家の体験民宿登録制度をスタートさせ、研修や広報の面で支援しています。
	エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて、農業が持つ自然循環機能を活かし、将来にわたって持続的に農業生産を行うため、堆肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減を一体的に行うことを内容とする「持続性の高い農業生産方式の導入計画」を立て、知事の認定を受けた農業者のことで、エコファーマーになると、導入計画に即して農業資金における金融上の特例措置が受けられます。
	エシカル消費	11ページに記載
か行	家族農業	12ページに記載
	環境調和型農業	12ページに記載
	環境保全型農業直接支払交付金	国による交付金制度で、平成23年度から化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組みと合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援しています。平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、日本型直接支払(多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金)の一つとして実施している制度です。(農林水産省ホームページ参照)
	希少野生生物	本ビジョンで扱う希少野生生物は、環境省及び福井県が発行しているレッドリストに記載されている動植物を指します。
	グリーンツーリズム	自然豊かな農山漁村に滞在し、その地方独自の自然・文化や、地元の人々との交流を楽しむ余暇の過ごし方。1970年代からイギリス、ドイツ、フランスなどを中心に広がり、日本でも農林水産省の提唱で1995年から、(財)都市農山漁村交流活性化機構が農林漁家の体験民宿登録制度をスタートさせ、研修や広報の面で支援しています。
	県認証特別栽培米	福井県では、平成13年度から、有機農産物(有機JAS認定農産物)以外の、化学合成農薬と化学肥料の使用を極力抑えた(福井県慣行栽培の5割以上削減)農産物について、県独自の厳正なる基準を設け認証しています。特別栽培米はこの基準を基に栽培された米で、認証①から④までが存在し、これらの認証の詳細は以下のとおりです。 ・認証①：無農薬・無化学肥料(有機栽培) ・認証②：無農薬・減化学肥料(通常50%以上減) ・認証③：減農薬(通常50%以上減)・無化学肥料 ・認証④：減農薬(通常50%以上減)・減化学肥料(通常50%以上減)
	耕作放棄地	農林業センサスでは、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地をいいます。
	耕畜連携	飼料自給率の向上に向け、水田における効果的な飼料生産の振興を図るため、地域自らの提案により生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大など飼料生産振興に直結する取組みをいいます。

	用語	解説
	コウノトリが舞う里づくり戦略	本市では、生きものと共生する越前市を目指して策定した「コウノトリが舞う里づくり構想」（平成23年3月）、「同実施計画」（平成24年3月）を合わせて平成24年12月に「コウノトリが舞う里づくり戦略」を策定し、住民と行政の協働による取組みを総合的に推進してきました。コウノトリが舞う里づくり戦略に掲載したコウノトリと越前市との関わりについては、本ビジョンの資料「5 コウノトリと越前市の歩み」に一部掲載しています。
	コウノトリ呼び戻す農法米	コウノトリ呼び戻す農法米は、平成21年1月に本市西部地域において設立されたコウノトリ呼び戻す農法部会によって栽培された、安全、安心でおいしい米です。本市に縁のあるコウノトリを呼び戻すことを目標に、コウノトリの餌をはじめ、多様な生きものとの共生を目指し栽培された米です。コウノトリ呼び戻す農法は、多様な生きものを育むための農薬、化学肥料を使用しない、または抑えた稲の栽培を行います。また、通常6月中旬から水田の水を抜く中干し作業を、オタマジャクシがカエルに、ヤゴがトンボになる7月中旬頃まで遅らせるなど、自然生態系に配慮した農法です。
	国連生物多様性の10年日本委員会	2011年から2020年までの10年間は、国連の定めた「国連生物多様性の10年」です。 2010年10月に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された、生物多様性保全のための新たな世界目標である「愛知目標」の達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取り組むこととされています。これを受け、「愛知目標」の達成を目指し、国、地方公共団体、事業者、国民および民間の団体など、国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組みを推進するため、「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J）が2011年9月に設立されました。（国連生物多様性の10年日本委員会公式ホームページ参照）
さ行	里地里山	里地里山は、奥山と都市の中間に位置し、集落をそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、溜池、草原などで構成される地域概念です。 農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。里地里山は、雑木林、水田、畑地、小川といった身近な自然が、私たち人間にとって心地よい形で存在しているばかりでなく、特有の動植物の生息・生育地であり、生物多様性の保全の観点からも注目されています。
	里地里山保全再生モデル事業	環境省では、平成16年度から「里地里山保全再生モデル事業調査」を開始し、全国の里地里山の生態系タイプ、立地特性などを踏まえ、モデル事業実施地域として、次の4地域を選定しました。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 神奈川西部地域（秦野市など） (2) 京都北部・福井地域（宮津市、綾部市、武生市など） (3) 兵庫南部地域（三田市など） (4) 熊本南部地域（宮原町など） これら4地域では、地域の特性に応じ、環境省、関係省庁、地元自治体、NPO、住民、専門家などが連携及び協力して、里地里山保全再生のための地域戦略が作成されました。更に、それぞれの役割分担に基づき、ビオトープ整備などの保全再生のモデル事業を展開し、これらの取組みを広く発信することによって、全国の里地里山保全再生活動が促進されてきました。

	用語	解説
さ行	持続可能な開発目標（SDGs）	3ページに記載
	市民農園	都市住民がレクリエーション目的で小面積の農地を利用して野菜や花を栽培する農園。制度的には以下の3形態があります。①特定農地貸付法（1999年制定）に基づき、市町村または農協が開設主体となつて、賃貸借または使用貸借によって10 a以内に限り、5年以内の短期間、市民に農地を貸し付けるもの。②市民農園整備促進法（2000年制定）に基づいて市町村・農協・農地所有者が開設主体となり、「入園契約方式」で農作業用に供される農地で、貸借関係を伴わないもの。③2002年の特区法により、遊休化地域で、市町村・農協・企業・NPO法人・個人が市民農園を開設する場合。
	集落営農組織	集落を基礎として、多様な農家が機械、施設の共同利用などを通じて農業生産の一部または全部を行っている組織をいいます。
	食料自給率	食料自給率とは、国内の食料消費が、国産でどの程度賄えているかを示す指標です。 その示し方については、単純に重量で計算することができる品目別自給率と、食料全体について共通の「ものさし」で単位を揃えることにより計算する総合食料自給率の2種類があります。このうち、総合食料自給率は、熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースがあり、2つの指標とも長期的に低下傾向で推移しています。（農林水産省ホームページ参照）
	資源循環型農業	12ページに記載
	人工巣塔	かつてコウノトリは、マツの木の頂上に巣をかけていました。しかし、現在ではマツの高木の減少により、巣をかけられる場所がなくなりました。そのため、野外で生息するコウノトリは、電柱などの上に巣をかけることがあります。しかし、電柱の上は感電事故や電気設備への影響などから、巣づくりの場としては適していません。 そこで、人工的に高さ11mから13mの鉄筋コンクリート柱の頂上部に、直径約1.6mの鋼製の巣台を取り付けた人工巣塔が兵庫県豊岡市を中心に建てられており、本市でも、平成22年から平成29年までの間に計7基の人工巣塔が設置されました。円台の上に木の枝や藁などの巣材を用いて巣を作り、コウノトリが留まったり、子育てができるようになっていきます。
	スマート農業	12ページに記載
	生物多様性	生物多様性とは、生きものの「個性」と「つながり」です。地球上の生きものは、46億年という長い歴史の中でさまざまな環境に適応して進化し、現在3000万種ともいわれるような生きものが生まれました。この長い進化の歴史の中で生まれた生物多様性には、①生態系の多様性、②種の多様性、③遺伝子の多様性の3つのレベルが存在します。 ・生物多様性の3つのレベル 生物多様性の保全・再生には、この3つのレベルの多様性が同時に守られることが必要です。 ①生態系の多様性 森林、里地里山、湿原、サンゴ礁など、さまざまなタイプの自然環境と生きものとのつながりが存在することです。 ②種の多様性 細菌などの微生物から動植物など、さまざまな種類の生きものが存在することです。 ③遺伝子の多様性 (次ページへ続く)

	用語	解説
	生物多様性（続き）	<p>（前ページからの続き）</p> <p>同じ種類の生きものでも異なった遺伝子（生きものの設計図）が存在することで、形や模様、生態（生き方）など、さまざまな個性が存在することです。</p> <p>生物多様性は、自然の恵みを通して私たち人間も含め全てのいのちを支えています。酸素の供給、気温・湿度の調節、水や物質の循環など全てのいのちの存在基盤です。そして、生物多様性は、食べ物、木材などの材料だけではなく、医薬品、技術開発への応用など、さまざまな恵みをもたらしています。更には、人が自然と共生するための知恵から生まれた、個性豊かな伝統文化も生物多様性があればこそできあがったものです。また、森林があることで山地災害、土壌流出の軽減など私たちを含めた多くのいのちが、生物多様性の恵みによって守られています。</p>
	生物多様性の低下	地球の46億年という長い歴史の中で生まれた生物多様性は、現在さまざまな理由により危機に瀕しています。現在、生きものの絶滅のスピードは、化石記録などから判断して、推定値で年間40000種にも達します。これは通常の絶滅スピードの1000倍ともいわれています。
た行	多面的機能支払交付金	52ページに記載
	地産地消	地産地消は、地域で生産された農産物をその地域で消費することです。地産地消は、地域で消費するだけでなく、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取組みであり、これにより、消費者が、生産者と「顔が見え、話ができる」関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図ることと位置づけています。
	鳥獣被害	中山間地域を中心に、イノシシ、シカ、サル、カラスなどの鳥獣による農作物被害が農林水産省の調べで2011年度、226億円に達する深刻な事態となっています。餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の増加やハンターの減少・高齢化が背景にあるといわれています。
	中山間地域	統計においては、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指し、林野率が50%以上で耕作率が20%未満の地域が含まれます。日本の総面積の7割が中山間地域。補助事業上では、地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域で、振興山村地域、過疎地域、離島、半島及び特定農山村地域に、準過疎地域及び中山間地域農村活性化総合整備事業で規定された市町村を加えた地域をいいます。
	特別栽培米	農林水産省の「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」では、天敵を除く一切の農薬または化学肥料を使用しない栽培法により生産された農産物は「特別栽培農産物」（無農薬・無化学肥料栽培農産物）とされます。化学合成農薬または化学肥料の使用を、地域の慣行的に使われる回数または数量の5割以下に減らして生産した農産物は「特別栽培農産物」（減農薬・減化学肥料栽培農産物）とされ、その栽培手法により栽培された米のことをいいます。

	用語	解説
	トレーサビリティ	食品がどのように作られ、加工されたかなど、生産流通過程の情報を追跡する仕組みをいいます。BSE発生によって食の安全性への不信が高まったことから、信頼回復のための手法として導入されました。「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づいて、BSEのまん延防止措置の的確な実施や個体識別情報の提供の促進などを目的として運用している牛トレーサビリティ制度では、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において個体識別番号を正確に伝達することにより、消費者に対して個体識別情報の提供を促進しています。そのほか、トレーサビリティ関係として、各事業者が食品を取扱った際の記録を作成し保存しておくことで、食中毒など健康に影響を与える事故などが発生した際に、問題のある食品がどこから来たのかを調べ、どこに行ったかを調べることができる食品トレーサビリティや、米や米加工品の適正な流通に関する制度として、米トレーサビリティ法があります。（農林水産省ホームページ参照）
な行	中食	11ページに記載
	中干し	<p>水稻栽培の期間中、6月の下旬から7月の月上旬に田んぼの水を落とし、土の表面に小さなひびが入るまで田んぼを乾かす作業で、主に以下の3つの効果を目的に行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土中に酸素を供給することで、硫化水素などの稲の成長を妨げる有害成分を除き、根腐れを防ぎ、根の張りを強くする。 ・田んぼを干すことで肥料成分である窒素分の吸収を抑え、稲の茎が過剰に分けつすることを抑える。また、根本付近の茎が伸び過ぎることを抑え、倒れにくい稲にする。 ・田んぼの土を乾かすことで地盤を固くし、刈り取りなどの機械作業の効率を高める。 <p>しかしながら、中干しを行う時期は、カエルやヤゴなど水田には多くの水生生物が生息しており、田んぼから水がなくなってしまうことで、これらの生きものが死んでしまいます。環境調和型農業のうち、より生きものに配慮した農業では、中干しの時期をオタマジャクシやヤゴが上陸する7月の月上旬から中旬まで遅らせる工夫がされています。</p>
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づいて、効果的で安定した農業経営を目指すために作成する「農業経営改善計画」を市町村に提出して認定を受けた農業者をいいます。農業経営改善計画の達成を支援するため、低利融資制度、税制特例、農地利用集積の支援、基盤整備事業などの各種施策が展開されています。
	ぬるめ	「ぬるめ」とは、寒冷地の中山間地において水田に作られる小さな水路です。中山間地特有の山から供給される冷たい湧水を田んぼに引く際、稲の成長を妨げないために、田んぼのわきに小さな水路を設けて、水を温めてから田んぼに入れていました。ぬるめには、常に水が流れているため、渇水時や水田を干した際に、水生生物の避難場所として機能し、水生生物の保護・保全に効果を発揮します。
	農業次世代人材投資資金	国が次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（準備型（2年以内））及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5年以内））を交付する制度です。（農林水産省ホームページ参照）
	農業生産工程管理（GAP）	12ページに記載

	用語	解説
は行	醗酵ケイフン	39ページに記載
	ビオトープ	ドイツ語で生物を意味するB i oと場所を意味するT o p eの合成語です。「野生生物の生息空間」などと訳され、生きものが互いにつながりを持って生息している空間をいいます。今日では環境が損なわれた都市部や公園、農村部の耕作放棄水田等に、鳥類や魚類、昆虫、植物など特定の生物群集が生息できるようにつくられた空間を指して使われることもあります。
	人・農地プラン	農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもので、平成24年に開始され、平成29年度末現在、1,587市町村において、15,023の区域で作成されています。また、国では、人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、人・農地プランの実質化に向けた取組みを進めており、本市においてもアンケートの実施、アンケート調査や話し合いを通じて地図による現況把握を行った上で、令和3年度末までに中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成することとしています。（農林水産省ホームページ参照）
	ふゆみずたんぼ (冬季湛水)	ふゆみずたんぼとは、平成8年ころから始まった、収穫後の水田に意図的に湛水する試みで、ガン、カモ類の越冬地を分散させるために始まりました。ふゆみずたんぼは、ハクチョウ、コウノトリなどの鳥類の保護だけでなく、里地里山の生物多様性回復や営農面での可能性など多面的機能を有しており、取組みは全国に広がっています。
や行	有機燃焼灰	39ページに記載
	有機農業	我が国では、平成18年度に策定された「有機農業推進法」において、有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されています。（農林水産省ホームページ参照）
ら行	6次産業化	農林漁業の6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業などの事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組みです。これにより農山漁村の所得の向上や雇用の確保を目指しています。（農林水産省ホームページ参照）

5 コウノトリと越前市との歩み

里地里山の営みとコウノトリ

里地里山の自然は、人が手をかけて守ってきた自然です。人の働きかけのなかで、水田や湿地、小川、河川、溜池に多くの生きものが生息していました。小川や、水田のふちに設けた水溜りや溝が、夏場でも干上がることのない生きものすみかとなっていました。また、水田と小川、そして河川との間に段差がなく、魚類をはじめ多くの水辺の生きものが、水田と河川を行き来し、生息していました。

しかし、今日では、河川と用排水路・水田の段差や乾田化などによって、生きものが少なくなりました。

また、かつての里山は、さまざまな木が植えられ、それらは定期的に管理され、薪などの燃料や建材として、落ち葉は堆肥として利用されました。しかし、現在、薪や炭が利用されなくなり、化学肥料の使用により堆肥として落ち葉も利用されなくなるなど、暮らしの変化によって山が管理されなくなっています。

明治時代の乱獲などにより個体数が激減していた日本の野生コウノトリは、このような環境の変化と、巣づくりに適した松の減少、農薬の多用などによって、昭和46年に絶滅しました。

いのちのつながり

生きもののいのちはつながっています。このつながりは、私たち人間にも無関係ではありません。たくさんのいのちがつながることで、私たちは食料をはじめさまざまな自然の恵みを利用することができます。古くから里地里山では、人の営みの中で人間がほどよく自然に手を加えることで、豊かな生きもの同士のつながりが生まれました。

このような、里地里山の生きものつながりの頂点に立つのがコウノトリです。コウノトリは肉食の鳥類で、1日約500g（飼育下でのデータ）の餌が必要です。

コウノトリの暮らす自然環境には、多様ないのちのつながる生態ピラミッドが必要です。このようなコウノトリもすすめる豊かな里地里山の生態ピラミッドを取り戻すことは、私たち人間が持続的に自然の恵みを利用し、健康で豊かに暮らすことができる里を取り戻すことでもあります。

コウノトリと越前市のかかわり

本市には、絶滅が危惧された昭和 30 年以降もコウノトリとの縁があり、数回にわたり飛来した経緯があります。コウノトリは、国の特別天然記念物で、翼を広げると 2 m にもなり、その姿は非常に優雅で縁起の良い鳥として知られることから、多くの人々に親しまれました。

【コウノトリと越前市のかかわり（絶滅が危惧された昭和 30 年以降）】

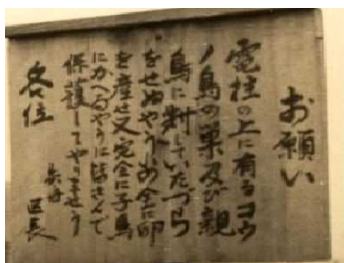
年 月	できごと
昭和 30 年 4 月	矢船町に 2 羽のコウノトリが飛来
昭和 32 年 3 月 ～昭和 39 年 3 月	矢船町でコウノトリが営巣し、保護活動が行われる
昭和 39 年 5 月	コウノトリが福井県の県鳥に指定
昭和 42 年 12 月	コウノトリが福井県の県鳥の指定から解除
昭和 45 年 12 月	白山・坂口地区にクチバシの折れたコウノトリが飛来。地域住民による熱心な保護活動が行われ、「コウちゃん」と命名
昭和 46 年 2 月	衰弱した「コウちゃん」を捕獲し、兵庫県豊岡市の保護増殖施設に移送
昭和 52 年 1 月	国高地区にコウノトリが飛来
平成 22 年 4 月 ～7 月	豊岡市から巣立った放鳥 2 世のコウノトリが白山地区に飛来。「えっちゃん」と命名され、王子保地区などに滞在
平成 23 年 3 月	王子保地区に再びコウノトリ「えっちゃん」が飛来
平成 23 年 8 月	坂口地区にコウノトリが飛来
平成 23 年 12 月	白山地区でコウノトリの飼育・繁殖事業開始
平成 24 年 4 月	王子保地区に再びコウノトリ「えっちゃん」が飛来
平成 25 年 5 月	白山地区で飼育されているコウノトリが 5 個の卵を産卵(すべて無精卵)
平成 25 年 5 月	坂口地区にコウノトリが飛来
平成 26 年 4 月 ～5 月	白山・王子保地区にコウノトリが飛来
平成 26 年 5 月	飼育コウノトリ、托卵により 3 羽のひな誕生 「げんきくん」「ゆうきくん」「ゆめちゃん」
平成 27 年 2 月 ～12 月	白山・坂口・北新庄地区にコウノトリが飛来
平成 27 年 10 月	白山地区にて「げんきくん」「ゆめちゃん」を放鳥 コウちゃんの飛来から 45 年目に大空に返す約束が果たされた。

年 月	できごと
平成28年1月 ～12月	白山・坂口・王子保地区にコウノトリが飛来
平成28年5月	白山地区菖蒲谷町コウノトリ飼育ケージの上に J0481(オス)、J0041(メス)が巣づくりを行う。(産卵なし)
平成28年5月	飼育コウノトリ、托卵により2羽のひな誕生 「たからくん」「さきちゃん」
平成28年9月	坂口地区にて「たからくん」「さきちゃん」を放鳥。
平成29年2月 ～12月	白山・坂口・神山・王子保地区にコウノトリが飛来
平成29年2月	白山地区菖蒲谷町コウノトリ飼育ケージの上に平成28年に続き J0481(オス)、J0041(メス)が巣づくりを行い、県内の野外コウノトリ51年ぶりの産卵。
平成29年5月	飼育コウノトリ、托卵により2羽のひな誕生 コウちゃんの孫にあたる「ほまれくん」「かけるくん」
平成29年10月	白山地区にて「ほまれくん」「かけるくん」を放鳥。
平成30年1月 ～6月	白山・坂口・王子保地区にコウノトリが飛来
平成30年3月	白山地区菖蒲谷町コウノトリ飼育ケージの上に J0481(オス)、J0119(メス)が巣づくりを行う。(産卵なし)
平成30年5月	飼育コウノトリ、4羽のひな誕生
平成30年5月	王子保地区のコウノトリ人工巣塔に J0098(オス)、J0078(メス)が巣づくりを行い産卵。
平成30年6月	J0098(オス)、J0078(メス)が産卵した卵をカラスが持ち去る。
平成30年9月	坂口地区にて「ひかりちゃん」「りゅうくん」「こころちゃん」を放鳥。
平成31年3月	白山地区菖蒲谷町コウノトリ飼育ケージの上に平成30年に続き J0481(オス)、J0119(メス)が巣づくりを行い産卵。(ひなは誕生せず)
平成31年4月 ～令和元年5月	白山地区のコウノトリ人工巣塔に J0138(オス)、J0132(メス)が巣づくりを行い産卵。福井県内で55年ぶりの野外でのひなが誕生。
令和元年5月 ～7月	東部地域(南中山地区・服間地区)に初めてコウノトリ(りゅうくん)が飛来。

矢船町で暮らしたコウノトリ（昭和30年4月～昭和39年3月）

昭和30年4月、矢船町に2羽のコウノトリが飛来しました。矢船町は、日野山の北西側に位置する水田地帯で、西側に日野川が流れています。当時の水田は、土地改良事業がされておらず、小さい水田を小川がつなぎ、フナやドジョウなど多様な生きものが河川と水田を行き来していました。2羽のコウノトリは、この地で、その後9年間という長い間、営巣し生息していました。

矢船町では、この間子どもたちも含め住民全体により、観察場所が取り決められ、保護活動が行われました。豪雪の冬には、各地から餌が届けられ、保護活動も県下に拡がりました。また、電柱に巣をかけていましたが、台風で飛ばされたことから、安全面を考慮し、矢船町により人工巣塔*が設置されました。



保護を呼びかける看板



風で飛ばされた巣

白山・坂口地区に飛来したくちばしの折れたコウノトリ

（昭和45年12月～昭和46年2月）

昭和45年12月に、白山・坂口地区に1羽のコウノトリが飛来しました。地元では子どもたちが観察を行い、「コウちゃん」という名前がつけられました。しかし、その後「コウちゃん」は、下くちばしが折れており、うまく餌が捕れないことがわかりました。地元の白山・坂口地区をはじめ、矢船町からも餌が届けられ、保護活動が行われましたが、衰弱したため捕獲され、豊岡市の保護増殖施設に送られました。「コウちゃん」は、豊岡で「武生」と名づけられ、34年間大切に飼育され、1羽の子どもと4羽の孫を残しました。



昭和45年頃の都辺町



白山・坂口地区に飛来した
「コウちゃん」



捕獲された「コウちゃん」

越前市にコウノトリが戻ってきた！！（平成22年4月～7月）

平成22年4月1日、40年ぶりに越前市白山地区に2羽のコウノトリが飛来しました。コウノトリはその後、越前市南部地域に移りました。2羽のうち1羽は、その後も王子保地区などに留まり、3か月以上滞在をしました。滞在中、市民公募によって「えっちゃん」という名前もつけられました。「えっちゃん」の飛来によって、地域住民が主体となり、見守り活動や観察ルールづくり、休耕田を利用した餌場づくりなどが行われました。その後も毎年「えっちゃん」を含むコウノトリが飛来し、市民からも親しまれ、平成24年7月には、コウノトリを市の鳥に指定しました。



白山地区に飛来した2羽のコウノトリ（手前が「えっちゃん」）



コウノトリ情報交換会



「えっちゃん」の餌場づくり

野外定着に向けて

一方、福井県は平成23年12月からコウノトリの郷公園からつがい1組（オス：「ふっくん」、メス：「さっちゃん」）を借り受け、コウノトリの野外定着に向けた共同研究として、白山地区で飼育を始めました。

つがいは、平成25年から平成29年まで計22個を産卵しましたが、全て無精卵でした。平成26年に福井県は有精卵3個をコウノトリの郷公園から譲り受け、つがいに托卵(*1)し、福井県で50年ぶりにひなが誕生しました。ひなは公募で「ゆうきくん」「げんきくん」「ゆめちゃん」と名付けられました。平成28年6月には、「たからくん」と「さきちゃん」が、平成29年5月には、くちばしの折れたコウノトリ「コウちゃん」の孫にあたる「かけるくん」と「ほまれくん」が誕生しました。

そのうち平成27年10月に「げんきくん」と「ゆめちゃん」が、平成28年9月に「たからくん」と「さきちゃん」が、平成29年10月に「かけるくん」と「ほまれくん」が放鳥されました。平成30年の繁殖では、つがいの飼育方法を改善したことで、4月に飼育開始から7年目にして初めて「ふっくん」と「さっちゃん」に有精卵が生まれ、5月に4羽のひながふ化しました。ひなのうち3羽は、無事巣立ちを迎え「ひかりちゃん」、「りゅうくん」、「こころちゃん」と名付けられ、9月17日坂口地区から放鳥されました。

野外では、平成28年3月にオスの「みほとくん」、4月にメスの「ゆきちゃん」が飛来し、巣作りを始め、翌年3月には福井県内で51年振りとなる野外での産卵がありました。平成30年4月には、大塩町にオスのJ0098とメスのJ0078が飛来し、人工巣塔に巣を作り5月に産卵しました。孵化には至りませんでした。平成23年に市の「コウノトリが舞う里づくり戦略」が始まってから西部地区以外でのコウノトリの産卵は初めてであり、コウノトリが舞う里づくりの成果が市内に広がりを見せています。

越前市から放鳥されたコウノトリは、全国各地に飛来しており、なかでも「げんきくん」は、韓国にわたった後、日本に戻り島根県雲南市で定着し繁殖もしました。

また、「ゆめちゃん」は、全国を飛び回った後、白山地区に戻り同地区で長期滞在している野外コウノトリ「みほとくん」と行動を共にするようになり、平成31年3月に産卵しました。

令和元年5月には、白山地区安養寺町のコウノトリ人工巣塔でオスのJ0138とメスのJ0132が巣作りを行い、4月に産卵し5月にひなが誕生しました。これは福井県内で55年ぶりの出来事でした。また、同年5月から7月にかけて、東部地域の南中山地区・服間地区に放鳥したコウノトリ「りゅうくん」が飛来し滞在を続けました。コウノトリの飛来が市全域に広がりを見せています。

*1：托卵とは、巣作りや抱卵、子育てなどを仮親に託す行為のこと。



豊岡市のコウノトリの郷公園から平成26年6月にふ化した借り受けたコウノトリのつがいひな (写真:福井県提供)

平成27年10月に「げんきくん」と「ゆめちゃん」放鳥

(写真:福井県提供)



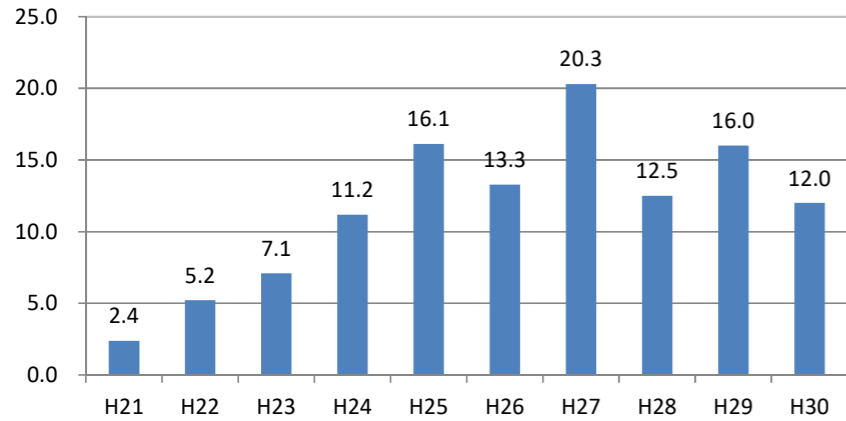
平成30年5月大塩町のコウノトリ

令和元年5月～7月服間地区に飛来したコウノトリ

令和元年5月安養寺町で誕生したコウノトリのひな

コウノトリの野外定着に向けた環境整備（越前市）平成 22～30 年度

コウノトリ呼び戻す農法米作付面積



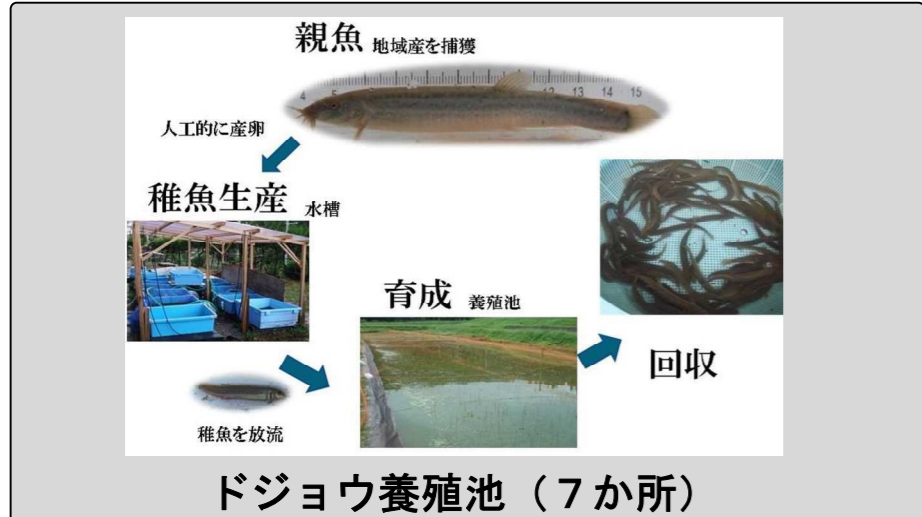
休耕地
ビオトープ
(54 か所)
(6.3ha)



せきあげ
堰上水路
(4基)



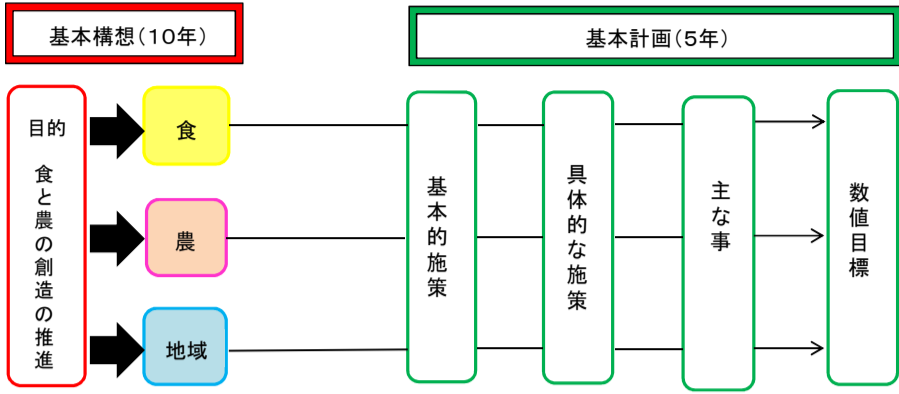
すいでんたいひみぞ
水田退避溝 (面積 35.8a)



人工巣塔 (7基)



6 越前市食と農の創造ビジョン体系図



基本構想(10年)		基本計画(5年)		
計画	目的	私たちが目指す食と農のすがた	基本的施策	具体的な施策
食と農の創造ビジョン【持続可能な食・農・環境・地域を目指して】	食と農の創造の推進(農業・農村の活性化と自然環境との調和)	食 からだところを育む潤いのある食の実現	1 食育の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園・認定こども園・幼稚園、学校における食育の推進 2 家庭や地域における食育の推進と市民との連携及び啓発 3 地場産農産物を使った食育の推進 4 体験を通じた食育の推進 5 食文化の理解のための異文化交流 6 食品ロス削減のための啓発 7 食の安全・安心の確保
		農 たくましく自立する農業、環境に配慮したこだわりのある農業、生きがいとしての農業など多様な農業の実現	<ol style="list-style-type: none"> 1 人材の育成及び確保 2 農業経営の安定 3 環境調和型農業の推進と農産物のブランド化、特産化の推進 4 農地の有効利用の促進及び確保 	<ol style="list-style-type: none"> 1 「和」「旬」「地」を実感する食生活実践の啓発 2 学校給食等への供給推進 3 地産地消推進の店、道の駅等と連携した地産地消の推進 4 販売ルートの拡充 5 地場産農産物の利用促進 1 担い手(認定農業者・集落営農組織)の育成・確保 2 新規就農者の育成 3 こだわり農業の推進 4 家族農業など小規模農業者の育成 5 多様な農業の育成 1 水田フル活用の推進 2 複合経営の推進 3 スマート農業の推進 1 環境に配慮した農産物の生産促進 2 資源循環型農業の推進 3 GAP(農業生産工程管理)取得の推進 4 米、園芸作物のブランド化 5 コウノトリをシンボルとした農産物や加工品のブランド化 6 地場産農産物の高付加価値化と販路の拡大 1 農地の利用集積 2 優良農地の保全 3 条件不利地の有効活用
		地域 農を基盤とした豊かな自然環境と人と人が絆で結ばれた地域社会の実現 ～生きものと共生するコウノトリが舞う里づくり～	<ol style="list-style-type: none"> 1 農村景観の保全 2 里地里山の保全再生 3 農村の資源を活かしコウノトリをシンボルとした交流活動の推進 4 生産基盤の整備・維持管理 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域ぐるみによる保全活動の促進 2 多面的機能の啓発 3 活動団体のPR及びネットワーク化 1 里地・水辺の保全再生 2 里山の保全再生 3 希少野生生物等の保全と特定外来生物等の駆除・防除 1 学習の場としての活用 2 農業・農村体験交流の展開 3 保育園・認定こども園、小中学校、地域、市民団体における自然環境学習 4 コウノトリをシンボルとした多様な実施主体と連携した環境保全活動 5 コウノトリを題材とした環境学習やいのちを大切に学ぶ 1 農業生産基盤の整備 2 鳥獣害対策 3 不作付地対策 4 地域ぐるみによる維持管理活動の促進